

中町道の駅条例（令和三年十二月奈良県条例第三十二号）第十条第二項に規定する中町道の駅の施設の利用料金の額を次のとおり承認しました。

令和六年十月二十九日

奈良県知事 山下 真

別紙のとおり

施設	利用料金		
交流スペース	一般	午前9時から午後1時まで	2,780円
	登録団体		1,390円
	一般	午後1時から午後5時まで	2,780円
	登録団体		1,390円
	一般	午前9時から午後5時まで	5,560円
	登録団体		2,780円
更衣室	1人1回につき		400円

注 「登録団体」とは、構成員（5名以上）の過半数が県内に住所又は居所を有する者で構成される団体で、事前に登録を行った団体をいう。